

令和2年度 科目別集計表

科 目 名				
資料購入費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	ローカル えひめ購読料 (令和2年7月～令和3年3月分)	7,500 円		27
3/31	愛媛ジャーナル購読料 (令和2年7月～令和3年3月分)	7,500 円		28
3/31	週刊・新社会購読料	5,400 円		29
3/31	しんぶん赤旗購読料	30,914 円		30
3/31	愛媛新聞購読料	40,800 円		31
3/31	朝日新聞購読料	37,116 円		32
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		129,230 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	27
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ローカルえひめ購読料(令和2年7月～令和3年3月分)		
金 額	7,500 円	按分率	100 %
特 記 事 項	10,000 / 12月 × 9カ月分 (令和2年7月～令和3年3月)		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年7月27日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

渡部 克彦 副議長

様

収 入
印 紙

¥ 10,000-

但 広告料 購読料

令和2年7月27日 上記金額正に領収致しました

ローカル



愛媛県松山市山西町169-2
☎ 089-952-8933

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	28
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛ジャーナル購読料 (令和2年7月～令和3年3月分)		
金 額	7,500 円	按分率	100 %
特 記 事 項	10,000 / 12月 × 9カ月分 (令和2年7月～令和3年3月)		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年7月27日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書

渡部^{元彦}副議長 殿

¥ 10,000 -

~~広告料~~ 購読料

但し

上記の金額正に領収いたしました
令和2年7月27日

収 入
印 紙

愛媛ジャーナル社

廣 瀬 弘 文

〒790-0813 松山市萱町6丁目142番地
スカイビル萱町504号
TEL(089)922-5325

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和3年3月31日	整理番号	29	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	週間・新社会購読料			
金 額	5,400 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
7～9月分	10月 1日	1,800 円	100 %	1,800 円
10～12月分	12月 10日	1,800 円	100 %	1,800 円
1～3月分	3月 15日	1,800 円	100 %	1,800 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



No.

週刊・新社会(新社会党中央本部機関紙局)

領収証
渡部 克彦 様

¥ 1,800

2020年 7 ~ 9月

週刊・新社会 3ヶ月分 ¥ 1,800

〃 郵送料 月分 ¥

その他 月分 ¥

備考

2020 年 10 月 1 日 担当者



No.

週刊・新社会(新社会党中央本部機関紙局)

領収証
渡部 克彦 様

¥ 1,800

2020年 10 ~ 12月

週刊・新社会 3ヶ月分 ¥ 1,800

〃 郵送料 月分 ¥

その他 月分 ¥

備考

2020 年 12 月 10 日 担当者



No.

週刊・新社会(新社会党中央本部機関紙局)

領収証
渡部 克彦 様

¥ 1,800

2021年 1 ~ 3 月

週刊・新社会 3ヶ月分 ¥ 1,800

〃 郵送料 月分 ¥

その他 月分 ¥

備考

2021 年 3 月 15 日 担当者

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和3年3月31日	整理番号	30	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	しんぶん赤旗購読料			
金 額	30,914 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
7月分	8月 6日	2,938 円	100 %	2,938 円
8月分	8月 6日	3,497 円	100 %	3,497 円
9月分	8月 6日	3,497 円	100 %	3,497 円
10月分	12月 3日	3,497 円	100 %	3,497 円
11月分	12月 3日	3,497 円	100 %	3,497 円
12月分	12月 24日	3,497 円	100 %	3,497 円
1月分	3月 5日	3,497 円	100 %	3,497 円
2月分	3月 5日	3,497 円	100 %	3,497 円
3月分	3月 18日	3,497 円	100 %	3,497 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

渡部 克彦 様		日本共産党発行の しんぶん 赤旗 領収書
新聞・雑誌名	部数	金額
しんぶん赤旗 日刊紙	1	2,938 円
		2020 年 7 月分
上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。		
領収日	8/6	投着

渡部 かつひこ 様		日本共産党発行の しんぶん 赤旗 領収書
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497 円
		2020 年 8 月分
上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。		
日本共産党中予地区委員会 790-0966 松山市立花1丁目3-44 TEL 089-947-2411		
「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率 8%です。		
領収日	8/6	投着

渡部 かつひこ 様		日本共産党発行の しんぶん 赤旗 領収書
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497 円
		2020 年 9 月分
上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。		
日本共産党中予地区委員会 790-0966 松山市立花1丁目3-44 TEL 089-947-2411		
「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率 8%です。		
領収日	8/6	投着

渡部 かつひこ

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率
8%です。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2020 年 10 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

領収日

12/3

投書

渡部 かつひこ

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率
8%です。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2020 年 11 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

領収日

12/3

投書

渡部 かつひこ

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率
8%です。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2020 年 12 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

領収日

12/24

投書

渡部 かつひこ

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率
8%です。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2021 年 1 月分

上記の金額にしがいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

領収日

3/5

扱者

渡部 かつひこ

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率
8%です。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2021 年 2 月分

上記の金額にしがいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

領収日

3/5

扱者

渡部 かつひこ

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

「しんぶん赤旗」（日刊・日曜版）は税率
8%です。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2021 年 3 月分

上記の金額にしがいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党中予地区委員会
790-0966
松山市立花1丁目3-44
TEL 089-947-2411

領収日

3/18

扱者

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和3年3月31日	整理番号	31	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	愛媛新聞購読料			
金 額	40,800 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
5月分	5月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
6月分	6月 29日	3,400 円	100 %	3,400 円
7月分	7月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
8月分	8月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
9月分	9月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
10月分	10月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
11月分	11月 30日	3,400 円	100 %	3,400 円
12月分	12月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
1月分	1月 28日	3,400 円	100 %	3,400 円
2月分	3月 1日	3,400 円	100 %	3,400 円
3月分	3月 29日	3,400 円	100 %	3,400 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

三
三
三

本誌を閲覧する方は、必ず本誌の
裏面に貼られている「個人情報
保護方針」を必ずご確認ください。

3

02-04-28	新聞	*3,400円（税込）
02-05-28	新聞	*3,400円（税込）
02-06-29	新聞	*3,400円（税込）
02-07-28	新聞	*3,400円（税込）
02-08-28	新聞	*3,400円（税込）
02-09-28	新聞	*3,400円（税込）
02-10-28	新聞	*3,400円（税込）
02-11-30	新聞	*3,400円（税込）

本誌は、毎月1日（休日の場合は前日）に発行されます。本誌の発行は、必ずしも毎月1日とは限りません。また、本誌の発行は、必ずしも毎月1日とは限りません。また、本誌の発行は、必ずしも毎月1日とは限りません。

本誌は、毎月1日（休日の場合は前日）に発行されます。本誌の発行は、必ずしも毎月1日とは限りません。また、本誌の発行は、必ずしも毎月1日とは限りません。また、本誌の発行は、必ずしも毎月1日とは限りません。

		自動車工業会の標記 新車の登録番号を記入してください	6
02-12-28 新聞		#3,400Iヒメジフン	
03-01-28 新聞		#3,400Iヒメジフン	
03-03-01 新聞		#3,400Iヒメジフン	
03-03-29 新聞		#3,400Iヒメジフン	

本誌に掲載の情報は、本誌に掲載されたものに基づいており、本誌に掲載されたものとは異なる場合があります。
 本誌に掲載された情報は、本誌に掲載されたものに基づいており、本誌に掲載されたものとは異なる場合があります。

本誌に掲載された情報は、本誌に掲載されたものに基づいており、本誌に掲載されたものとは異なる場合があります。
 本誌に掲載された情報は、本誌に掲載されたものに基づいており、本誌に掲載されたものとは異なる場合があります。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和3年3月31日	整理番号	32	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	朝日新聞購読料			
金 額	37,116 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 27日	3,093 円	100 %	3,093 円
5月分	5月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円
6月分	6月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円
7月分	7月 27日	3,093 円	100 %	3,093 円
8月分	8月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円
9月分	9月 28日	3,093 円	100 %	3,093 円
10月分	10月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円
11月分	11月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円
12月分	12月 28日	3,093 円	100 %	3,093 円
1月分	1月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円
2月分	2月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円
3月分	3月 26日	3,093 円	100 %	3,093 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

三井物産株式会社		三井物産株式会社		三井物産株式会社	
02-12-26	口座振替	*3,093	ヒテ"イ(シフ"ンタ"イ		
03-01-26	口座振替	*3,093	SMFS(シフ"ンタ"イ		
03-02-26	口座振替	*3,093	SMFS(シフ"ンタ"イ		
03-03-26	口座振替	*3,093	SMFS(シフ"ンタ"イ		

当行は、貴行と共同で、貴行の口座振替業務を、本行の口座振替業務として、
 貴行の口座振替業務の一部を、本行の口座振替業務として、
 貴行の口座振替業務の一部を、本行の口座振替業務として、

貴行の口座振替業務の一部を、
 本行の口座振替業務として、
 貴行の口座振替業務の一部を、

令和2年度 科目別集計表

科 目 名				
人件費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/30	市議会だより配布代	17,850 円		33
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		17,850 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月30日	整理番号	33
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市議会だより配布代		
金 額	17,850 円	按分率	50 %
特 記 事 項	[REDACTED] 外10名		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和3年3月30日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

31

領 収 証

渡部 克彦 様

3 年 3 月 23 日

★ ¥3,800-

但 市議会 5/1 配布代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦 様

3 年 3 月 23 日

★ ¥2,100-

但 市議会 5/1 配布代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦 様

3 年 3 月 23 日

★ ¥2,600-

但 市議会 5/1 配布代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

33

領 収 証

渡部克彦様

3年3月23日

★ ¥1,600-

但 市議会より配布代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部克彦様

3年3月23日

★ ¥1,900

但
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部克彦様

3年3月23日

★ ¥4,500

但 市議会より配布代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦 様

3 年 3 月 23 日

★ ¥ 3,000 -

但 市議会

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦 様

3 年 3 月 28 日

★ ¥ 3,700 -

但 市議会(たし) 配布代

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦様

3 年 3 月 28 日

★ ¥ 2,500 -

但 市議会(たし) 配布代

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦 様

3 年 3 月 28 日

★ 7,530.-

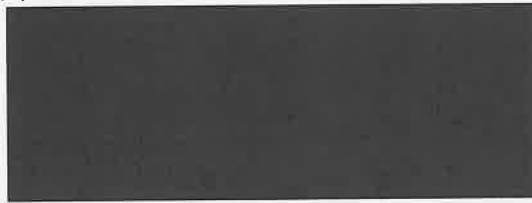
但 市議会5月配布代
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

様

No. _____

★

渡部 克彦
7,670.00 円也

内 訳

現 金

小切手 /

手 形 /

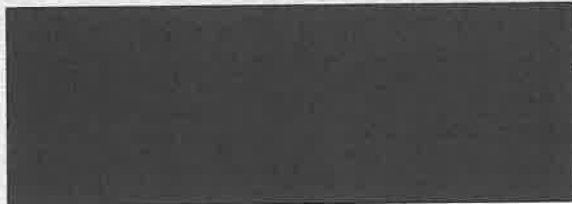
消費税額等(%)

但

今年 3 月 30 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98N



令和2年度 科目別集計表

科 目 名				
事務所費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
5/18	消耗品代	165 円		34
7/7	消耗品代	3,917 円		35
7/26	消耗品代	732 円		36
7/31	消耗品代	966 円		37
9/6	消耗品代	3,609 円		38
10/18	パソコン周辺機器	8,008 円		39
1/17	消耗品代	1,131 円		40
1/29	消耗品代	8,885 円		41
2/1	消耗品代	2,156 円		42
2/17	切手代	280 円		43
3/31	パソコン ウイルス診断・駆除サービス (令和3年2月～令和3年3月分)	667 円		44
3/31	事務所 家賃	336,000 円		45
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		366,516 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和2年5月18日	整理番号	34
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	165 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年5月18日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

LAWSON

松山平井町店

愛媛県松山市平井町2266-1

電話: 089-970-0400

2020年5月18日(月) 10:46

レジ: #1 53898

買主: [REDACTED]

【領収証】

ポイント 165

合 計 ￥165

(内消費税等 ￥15)

(10%対象 ￥165)

点 数 1個

上記正に領収いたしました

お預り合計 ￥1,000

お 金 釣 ￥835

ポイント会員ID [REDACTED]

買主ポイント [REDACTED]

利用可能ポイント [REDACTED]

ポイントの反映にはお時間をいただく場合があります。

ポイントは有効期限・利用上限がありますのでご注意ください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和2年7月7日	整理番号	35
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務局費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使途及び 内容等	消耗品代		
金額	3,917 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年7月7日

☆スペースが足りない場合は

DCMダイキ

重信店

089-990-7377

DCMの育てるポイントカード
『マイボ』お持ちでしょうか?
ご利用額によってステージ変動!
最大5%還元!DCMアプリで更に便利
詳しくはお近くの係員まで!

領収証

2020年07月07日(火)19:18 レジ0003

016 ポストイット再生紙ノート50
4548623440835 ¥217
016 ポストイット再生紙見出し70
4548623440804 ¥418
016 カッティング定規 30cm
4902562353296 ¥343
016 マイタックラベル
4987167021641 ¥217
016 ファイル 名刺帳 500名
4903419813444 ¥1,298
016 ファイル クリアブックB5S
4903419349462 ¥1,424
2コ×単712

※ 債務確定日とは、当該支出を
購入日、サービスや物品等を利

合計 ¥3,917
(内10%タイショウ ¥3,917)
(内10% ¥356)
(税合計 ¥356)

お預り ¥4,000
お釣り ¥83
お買上点数 7点

例えば、物品を購入した場合は
易合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和2年7月26日		整理番号	36
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代			
金 額	732 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年7月26日	

☆スペースが足りない場合は、別紙「領収書控え」に記入してください。

DCMダイキ

〒167-0004

東京都文京区千石

DCMの育てるポイントカード
『マイボ』お持ちでしょうか？
ご利用額によってステージ変動！
最大5%還元！DCMアプリで更に便利
詳しくはお近くの係員まで！

領 収 証

2020年07月26日(日)16:10 レシ*0004

016 DCM ノリメモノート ミッ
4580178912658 ¥316
016 スティックのり 消えいろ5P
4901991052404 ¥416
合計 **¥732**
(内10%割引 ¥732)
(内10% ¥66)
(税合計 ¥66)

お預り ¥1,000
お釣り **¥268**

※ 債務確定日とは、当該支出を計上した日です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和2年7月31日	整理番号	37
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	966 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年7月31日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

2020年07月31日 (金)

¥966-

上記正に領収しました(消費税等
(ホイ)ト利用)

87円を含みます)

但し、商品代(重信店
D C M タ イ キ 0 8 9 二 (9 9 0) - 7 3 7 7
T E L
明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です。
保管のお願い保管頂く場合は、印刷面を内側に折って保管願います

0003-8210-8859

* 領収証明細 *

2020年07月31日(金)12:45 レシ*0003

016 ゼブラ マッキー極細	
4901681504213	¥113
016 ゼブラ ハイマツキー	
4901681504114	¥144
016 シャープペンシル替え芯	B
4902778034682	¥195
016 ゼブラ ハイマツキー	
4901681504138	¥144
016 プロパスウインドウ	
4902778700914	¥92
016 ゼブラ マツキー	
4901681504237	¥113
016 コクヨ 領収証 小切手	
4901480002132	¥165
合計	¥966
(内10%タイヨウ	¥966)
(内10%	¥87)
(税合計	¥87)

お預り ¥10,000
お釣り ¥9,034
お買上点数 7点

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和2年9月6日	整理番号	38
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	3,609 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年9月6日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

38

収 入 証
様

¥3,609-

2020年09月06日 (日)

上記正に領収しました (消費税等
但し 商品代 (ポイント利用)
DCMストア 089-(990)-7377
TEL 089-(990)-7377
明細部分の *印は軽減税率(8%)適用商品です。
保管のお願い 保管頂く場合は、印刷面を内側に折って保管願います

328円を含みます
[印]

0003-9244-2818

* 領収証明細 *

2020年09月06日(日)17:39 レシ*0003

016 DCMファイルボックス S	
4582319268990	¥327
016 DCMファイルスタンド	
4582319269027	¥327
016 3M ポストイット キョウネ	
4548623491073	¥293
016 3M ポストイット キョウネ	
4548623491042	¥293
016 プロパスウインドウ 黄色	
4902778700907	¥92
016 プロパスウインドウ 桃色	
4902778700914	¥92
026 エボルタ電池 単3×10P	
4984824869455	¥987
026 DCM LED電球 広配光	
4573330708725	¥437
017 DCM業務用取っ手付きポリ袋	
4582319181534	¥217
026 LEDナツメ球L色LDT1L	
4971275619289	¥327
026 ナツメキュー	
4901087188642	¥217
合計	¥3,609
(内10%タインウ	¥3,609)
(内10%	¥328)
(税合計	¥328)
お預り	¥10,000
お釣り	¥6,391
お買上点数	11点

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和2年10月18日	整理番号	39
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務局費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	パソコン周辺機器		
金 額	8,008 円	按分率	100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和2年10月18日

☆スペースが足りない場合は



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

テックランド松山本店
089-960-0810
御来店誠に有り難う御座います
ケイタイde安心会員募集中!

領収書

No.0168-407-208818 [現金売]

2020/10/18 10:36

レジ担当:

販売担当:

会員No

1356609015 MFDSD032GU11R SSS
SDメモカード 1:持帰 外10

¥1,280

1356412011 ALRA1910CWH SSS
カートリーダー 1:持帰 外10

¥6,000

小計

¥7,280

+消費税

¥8,008

税込計

ポイント値引

¥8,008

合計

(内消費税

¥728)

※ 債務確定日とは、当該支出を
購入日、サービスや物品等を利

10%対象
(内消費税

¥8,008
¥728)

現金

お預り

お釣り

¥8,008
¥10,010
¥2,002

例えば、物品を購入した場合は
易合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年1月17日	整理番号	40
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	1,131 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年1月17日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください

DCMダイキ

重信店 089-990-7377

DCMの育てるポイントカード
『マイボ』お持ちでしょうか?
ご利用額によってステージ変動!
最大5%還元!DCMアプリで更に便利
詳しくはお近くの係員まで!

領 収 証

2021年01月17日(日)13:42 レジ0003

016 リヒトクリヤーブックB4Sア
4903419354435 ¥1,131

合計 ¥1,131
(内10%タイヨウ ¥1,131)
(内10% ¥102)
(税合計 ¥102)

お預り ¥1,150
お釣り ¥19
お買上点数 1点

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年1月29日		整理番号	41
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代			
金 額	8,885 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和3年1月29日	

☆スペースが足りない場合に

DCMダイキ

重信店

089-990-7377

DCMの育てるポイントカード
『マイボ』お持ちでしょうか?
ご利用額によってステージ変動!
最大5%還元!DCMアプリで更に便利
詳しくはお近くの係員まで!

領 収 証

2021年01月29日(金)19:00 ｼﾞﾂ0003

016 サンマックスUSB316GB
4571453199826 ¥877

016 エプソン純正インク
4988617194076 ¥8,008

合計 ¥8,885

(内10%タイヨウ ¥8,885)

(内10% ¥807)

(税合計 ¥807)

お預り ¥10,000

お釣り ¥1,115

お買上点数 2点

※ 債務確定日とは、当該支出を

例えば、物品を購入した場合は

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年2月1日	整理番号	42
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代		
金 額	2,156 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年2月1日	

☆スペースが足りない場合↓

DCMダイキ

重信店 089-990-7377

DCMの育てるポイントカード
『マイボ』お持ちでしょうか？
ご利用額によってステージ変動！
最大5%還元！DCMアプリで更に便利
詳しくはお近くの係員まで！

領 収 証

2021年02月01日(月)18:02 レシ0003

016 テプラプロヨウカートリッジ
4971660765805 ￥1,078
016 プロテープ
4971660764808 ￥1,078
合計 ￥2,156
(内10%タイショウ ￥2,156)
(内10% ￥196)
(税合計 ￥196)

お預り ￥5,000
お釣り ￥2,844

※ 債務確定日とは、当該支出をお買上点数 2点。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年2月17日	整理番号	43
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	切手代		
金 額	280 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年2月17日	
☆スペースが足りない場合は、 			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	44	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	パソコン ウイルス診断・駆除サービス (令和3年2月～令和3年3月分)			
金 額	667 円	按分率	100 %	
特 記 事 項	4,004 円 / 12 月 * 2 カ月分			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年2月2日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

33BS

インターネット受付 領収書 (お客様控)

領収日
収納店舗

2021年 2月 2日
14649-4
松山北梅本

時間 16時 44分

お申込商品代金 4,004円

申込No.
受付番号:
お客様氏名: 渡部克彦 様

合計金額 4,004円
(内消費税 364円 含む)



発行者

お問い合わせ先: ノートンストア. jp
電話番号: 03-5642-2682

ホームページ: <https://www.nortonstore.jp/>

渡部 克彦

差出人: ノートンストア <order@mail.nortonstore.jp>
 送信日時: 2021年2月1日月曜日 8:13
 宛先: XXXXXXXXXX
 件名: 【ノートンストア】製品ご購入内容のご連絡



この度はノートンストアをご利用いただき誠にありがとうございます。
 ご注文内容をお知らせいたしますのでご確認ください。

※このメールには、更新手続きや登録情報変更時等に必要となる大切な情報が記載されています。紛失しないよう大切に保管してください。

注文番号: XXXXXXXXXX
 ご注文日: 2021/02/01 8:12:36

ご注文内容

[ご注文商品 1]	ノートン 360 プレミアム I 1 年 5 台版 25GB
[カテゴリ]	ダウンロード
[小計]	¥2,728(税込) × 1 = ¥2,728
[ご注文商品 2]	ウイルス診断・駆除サービスプラス 1 年版
[カテゴリ]	サービス
[小計]	¥1,078(税込) × 1 = ¥1,078
[コンビニ手数料]	¥198(税込)
[合計]	¥4,004(税込)
[支払い方法]	コンビニ前払い

※本製品は日本国内頒布専用製品です。日本以外での販売・頒布向け製品ではありません。

コンビニ前払いでのお支払いについて

選択されたコンビニエンスストアによりお支払い手続きが異なります。

下記[払込コード]はお支払いの際に必要となりますので、お支払いされるコンビニエンスストアまでお持ちください。

[請求書番号]	XXXXXXXXXX
[支払い期限]	2021/02/15
[選択コンビニ]	ローソン
[受付番号(6桁)]	XXXXXX

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和3年3月31日	整理番号	45	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所 家賃			
金 額	336,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
5月分	5月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
6月分	6月 29日	40,000 円	70 %	28,000 円
7月分	7月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
8月分	8月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
9月分	9月 28日	40,000 円	70 %	28,000 円
10月分	10月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
11月分	11月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
12月分	12月 28日	40,000 円	70 %	28,000 円
1月分	1月 27日	40,000 円	70 %	28,000 円
2月分	3月 1日	40,000 円	70 %	28,000 円
3月分	3月 29日	40,000 円	70 %	28,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

普通預金

年	月	日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	お引き出し回数	お預け入れ回数	残高
1								
2								
3								
4	02	04-27	コウサフリカ	44,470	アートフトウサン			
5								
6								
7	02	05-27	コウサフリカ	46,040	アートフトウサン			
8								
9								
10	02	06-29	コウサフリカ	55,470	アートフトウサン			
11								
12								
13	02	07-27	コウサフリカ	46,040	アートフトウサン			
14								
15								
16	02	08-27	コウサフリカ	44,470	アートフトウサン			
17								
18								
19								
20	02	09-28	コウサフリカ	46,040	アートフトウサン			
21								
22	02	10-27	コウサフリカ	44,470	アートフトウサン			
23								
24	02	11-27	コウサフリカ	46,040	アートフトウサン			

記号説明

普通預金

年	月	日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	お引き出し回数	お預け入れ回数	残高
1								
2								
3								
4	02	12-28	コウサフリカ	44,470	アートフトウサン			
5								
6								
7	03	01-27	コウサフリカ	46,040	アートフトウサン			
8								
9								
10	03	03-01	コウサフリカ	44,470	アートフトウサン			
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								

建物賃貸借契約書

渡部 克彦 様

物件名

号

アパマンショップ
NETWORK



アート不動産

管理センター 〒790-0952 松山市朝生田町2丁目1-4 2F TEL 089-986-7060 FAX 089-986-7061

www.7300.co.jp

H160506/1000/29

☐ 定期
☒ 普通 建物賃貸借契約書

物件の表示

名 称		号室
所 在 地		構 造 鉄筋コンクリート造

賃貸条件

	金額	消費税		金額	消費税
毎月の支払い額					
家賃	40,000 円	円	敷金(家賃 2 ヶ月)	80,000 円	円
共益費	3,500 円	円	礼 金	0 円	円
駐車場	無 円	円	鍵交換代		円
水道料	実費 円	円	抗菌処理代		円
町内会費	実費 円	円	賃貸保証契約金		円
ゴミ回収費	750 円	円	火災保険	18,000 円	円
	円	円		円	円
1ヶ月賃料合計	44,250 円			円	円

駐 車 場

車 種	カラー	車両ナンバー	駐車場No.
車 種	カラー	車両ナンバー	駐車場No.

家賃支払い方法

E-NET引落手数料200円(消費税別)

☐ 銀行振込	(振込先)	乙の解約予告期間
☒ 口座振替	普通 株式会社アト不動産	1 ヶ月前
		退去時賃料の日割り 有 ・ (無)

賃貸借の内容

契約の種類	☒ 普通借家契約	☐ 定期借家契約
期 間	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 30 年 8 月 31 日までの2年間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの年間 ヶ月
期間満了後	更新事務手数料 10,000 円(消費税別)	再契約手数料 円(消費税別) ※再契約には甲の承諾が必要です。

退去時精算

精算方法	☒ 実費精算	① 敷 引 き	1年未満 家賃1.5ヶ月	1年以降 家賃1ヶ月
	☐ 定額精算	解約引き	(2) 年未満解約違約金 家賃 1 ヶ月分	修繕負担金 家賃 0 ヶ月分

入居者名簿

氏 名	長部 克典	生 年 月 日	42 年 6 月 16 日	続 柄	本 人	氏 名		生 年 月 日		続 柄	
		年 月 日						年 月 日			
		年 月 日						年 月 日			

標記の賃貸人(以下「甲」という)及び借借人(以下「乙」という)は、標記に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)について下記事項を承諾の上、賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結した。よってその証として本書2通を作成し各自1通を所持する。

第1条(使用目的)

乙は、本物件を居住以外の目的に使用してはならない。また、予め入居者として記載された者以外が本物件に居住することは出来ない。

第2条(契約期間)

1. 標記の賃貸借契約の内容が普通借家契約の場合は、契約期間満了の際に甲乙協議の上、更新することが出来る。なお、本契約を更新する場合、乙は標記の更新事務手数料を甲の委託を受けた宅地建物取引業者に支払うものとする。
2. 標記の賃貸借契約の内容が定期借家契約の場合は、契約期間満了すると契約は更新されません。したがって、乙は、本契約が終了する日までに、再契約がなされる場合を除いて本物件を明け渡さなければなりません。なお、本契約は、期間満了前、1年前から6ヶ月前までに甲から契約終了の通知がある。もし、この通知がない場合には、通知があった日から6ヶ月を経過する日までは同一条件で賃借出来る。甲及び乙は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする、新たな賃貸借契約(以下再契約とする)を標記の再契約手数料を甲指定の宅地建物取引業者に乙が支払い締結することが出来る。

第3条(家賃及び共益費等の支払い義務)

1. 月額家賃、共益費、駐車場料、その他の料金(以下「賃料等」という)は、標記の通りとし、毎月27日までに翌月分を必ず入金になるよう支払わなければならない。
2. 家賃の支払い義務は標記の契約期間の開始日から発生する。
3. 賃料等の支払い方法は金融機関における自動振替、または口座振込み、持参払いなど、甲の指定する方法で行うものとする。
4. 賃料等の支払いに要する振込手数料、自動振替手数料、交通費等は乙の負担とする。

第4条(遅延損害金)

乙は期日までに賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し日歩10銭(1万円につき1日10円)の割合による遅延損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当たり3,000円の催促手数料を支払わなければならない。

第5条(敷金)

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れる。但し、敷金に利息は付けない。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務との担保を主張出来ない。
3. 甲は本物件の明け渡しがあった場合、敷金から標記の敷引き額又は解約引き額を控除した残額を乙に返還しなければならない。但し、乙に賃料等の滞納、または損害賠償その他本契約に基づく債務があるときは当該債務の金額を前記の敷引き額又は解約引き額とは別に敷金から差し引くことが出来る。なお、差し引きの結果、敷金に不足が生じる場合、乙は直ちにこの不足額を甲に支払わなければならない。
4. 敷金の返却請求権を第三者に譲渡、または委任することは出来ないものとする。

第6条(礼金)

乙は、本物件の賃貸借契約にあたり、標記に記載する礼金を甲に支払わなければならない。尚、当該礼金は契約終了の如何を問わず、乙には返還されない。

第7条(賃料等の改訂)

契約期間中であっても、公租公課の変動、物価の変動、その他の理由により賃料等が不当となったとき賃料等を改訂出来る。

第8条(賃借人の善管注意義務)

1. 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件及び付帯設備等を保全し、使用しなければならない。乙またはその同居人、もしくは実訪者等の故意または過失によって本物件に損害を与え

た場合、乙はその一切を賠償しなければならない。

2. 乙は要修繕箇所を発見した場合、直ちに甲または管理会社にその旨を通知しなければならない。なお、乙がこの通知を怠り、または遅延したことにより本物件に損害を与えたとき、乙はその一部または全部を賠償しなければならない。

第9条(損害保険等の加入)

乙は、入居期間中においては必ず火災、爆発、漏水等の事故に備えて甲の指定する「入居者相互会」または同等の火災保険に加入しなければならない。

第10条(増改築、改造の禁止及び承諾事項)

1. 乙は、甲の書面による承諾を得ないで本物件の増改築・改造・模様替え・工作物の設置・その他、現状を変更する行為を行ってはならない。
2. 乙が、階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき、または、本物件入り口の鍵を交換、増設をするときは予め甲の書面による承諾を得なければならない。

第11条(甲の契約解除権)

1. 甲は、乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上連続して滞り続けたときは、相当の期間を定めて履行を催告しその期間内に乙が債務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。
2. 乙が下記の事項に該当した場合、もしくは、本契約書の各条項ならびに別途に定める入居規約等に定める禁止事項、制限事項に違反したとき、甲は何らの催告なく本契約を解除し、即時本物件の明け渡しを求めることが出来る。乙は異議なくこの請求に応じなければならない。
 - ①乙が賃料等の支払いをしつぱ遅延し甲乙間の債権関係が損なわれたとき。
 - ②入居申込書に虚偽の記載を行ったことが発覚したとき、または不正な手段で入居したとき。
 - ③本物件を第三者に転貸しおよびその権利を譲渡したとき。
 - ④本物件の使用目的に違反したとき。
 - ⑤甲の承諾を得ることなく本物件の外部、敷地に看板や工作物を設置したとき。
 - ⑥甲の承諾を得ることなく本物件の改造、模様替え、増改築等、現状を変更したとき。
 - ⑦甲の承諾を得ることなく本物件内に犬、猫その他の動物を飼育したとき。
 - ⑧甲の承諾を得ることなく本物件にピアノ、大型金庫等の重たい物を運び込んだとき。
 - ⑨騒音の秩序を破壊する行為(大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、または楽器類の演奏、大声で近隣に迷惑となる行為)を行ったり15日以上行方不明となり本物件の管理に支障を来したとき。
 - ⑩乙または乙の同居人が反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治団体、暴走族等)の関係者であることが判明したとき。
 - ⑪本物件内またはその周辺で一見して暴力団等の関係者と認められるような服装、粗雑な態度で近隣住民に不快感、不安感を抱かせる行為を行ったとき。
 - ⑫乙または同居人が暴力、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を犯したとき。
 - ⑬乙が逮捕、収監、または指名手配となったとき。

第12条(費用負担)

1. 入居期間中の下記の費用は原則として乙が負担する。
 - ①壁の剥がれ、剥離、腐、隙子の張り替え、ガラスの破損による取り替え、本物件内の電球の取り替え、給水栓・排水栓の取り替え、パッキン等の消耗品の取り替え、その他コンセント、クレセントなど付属品の小修理。
 - ②バス、トイレ、流し台の排水の詰まり修理。
 - ③電気・ガス・水道料金、汚物処理処理費用、トイレの汲み取り費用、浄化槽の点検、清掃費。
 - ④家具使用料、装飾使用料、その他使用上の諸経費、町内会費。
2. 甲は、上記の軽微な修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕をしなければならない。但し、乙または乙の関係者の故意または過失に起因するものは乙の負担とする。
3. 前項の規定に基づき、甲が必要な修繕を行う場合、甲は予め

その旨を乙に通知するものとし、乙は正当な理由がなければこの修繕を拒絶できない。乙は甲に対して、修繕期間中において、本建物の設備が一部使用不可能になる場合においても賃料の減額請求は出来ないこととする。

4. 本物件の公租公課は甲が負担する。

第13条 (買い取り請求権の放棄、必要費、有益費)

1. 甲の承諾を得て、本物件に付加された造作や設備であっても、甲の書面による承諾がない限り乙は甲に対してその買い取りを請求することは出来ない。
2. 乙が支出した必要費、有益費についても同様とする。

第14条 (賃貸人の立ち入り・点検・修繕)

甲または甲の指定する者が点検や修繕のため本物件の内部に立ち入る必要がある場合は予め乙に連絡し、その同意を得なければならない。また、乙は正当な理由が無ければこれを拒絶することは出来ない。但し、火災、火災、漏水、ガス漏れ、異臭や異音の発生、その他緊急を要する場合は乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入り必要な措置を講じることが出来る。この場合において甲は、乙の本在時に立ち入ったときは、立ち入り後、速やかにその旨を乙に連絡しなければならない。

第15条 (行方不明の場合の措置)

乙が15日以上、行方不明になった場合、甲は、連帯保証人もしくは緊急連絡先、親族等、乙の関係者立ち会いの上、本物件に立ち入って、内部の点検を行い、残置された乙の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管することが出来る。なお、この措置に要する費用と損害金は乙の負担とする。

第16条 (解約)

1. 期間の満了、中途にかかわらず、乙が解約を希望する場合、1ヶ月前に書面をもって申し入れなければならない。解約の申し入れから解約日まで期間が1ヶ月に満たない場合、乙は1ヶ月分の賃料等を解約予告不足金として甲に支払うものとする。但し、乙は1ヶ月分の賃料等を甲に支払うことにより即時に本契約を解約することが出来る。また、乙が一度、解約の申し入れを行った場合、甲の書面による承諾がなければ、これを撤回することが出来ない。
2. 月の中途にて解約の場合は、標記退去時賃料の日割りが“有”の場合は日割り精算を行い、“無”の場合は月割りにて精算する。
3. 解約にあたって乙は、甲に対して移転料、立退料、損害賠償その他、如何なる名義をもってするを問わず、本契約に基づく以外の請求を一切行わないものとする。
4. 標記の賃貸借契約の内容が普通借家契約において、甲が解を希望する場合は、更新拒絶をするについて正当な理由があり、且つ、6ヶ月前に書面によって乙に通知しなければならない。
5. 標記の賃貸借契約の内容が定期借家契約において、甲が解を希望する場合は、第2条の契約期間満了に従い解約することが出来る。

第17条 (明け渡し及び原状回復)

1. 乙は、本物件の明け渡しに当たり、標記の退去時精算の精算方法及び清算書に従い、本物件の修繕を甲指定の業者に依頼する。
2. 実費精算とは、標記の敷引き金額とは別に乙の費用負担にて、使用期間・使用状況にかかわらず標記に記載された精算番号で下記番号に該当する修繕内容及び消耗部分小修理等の原状回復を行う。
 - ① 専門業者による室内美装及びエアコンクリーニング
 - ② 専門業者による室内美装及びエアコンクリーニングおよび畳の表替え
 - ③ 専門業者による室内美装及びエアコンクリーニングおよび畳の表替えおよび畳の畳替え
 - ④ その他
3. 定額精算とは、標記の解約引き金額を敷金より差引くこととし、乙の明らかな過失による損害・破損が発生していない場合は残額を返還する。甲は、乙負担の修繕が発生していた場合は、乙に請求出来ることとする。解約引き額は、標記に記載されている短期解約の場合の解約違約金と修繕負担金の合計額とする。
4. 本契約が終了したにもかかわらず、乙が本物件を明け渡さないとき、甲は乙に対して、明け渡しを完了するまで、契約賃料等の倍額を請求することが出来る。

いとき、甲は乙に対して、明け渡しを完了するまで、契約賃料等の倍額を請求することが出来る。

5. 本契約における、「明け渡し」とは、乙及び同居者の全員が退去し、乙が本物件に搬入したすべての家財、物品等を搬出し、本物件内外の清掃を行い、ゴミ、汚物を撤去し(汲み取り式トイレまたは浄化槽を単独で使用している場合はその汲み取り槽掃を含む)電気、ガス、水道料金その他の諸経費の精算を完了し、鍵の返還を完了した時をいう。

第18条 (諸費用の精算)

1. 乙は本契約の終了にあたり、自己が使用した電気、上下水道、ガス、電話その他の諸経費を精算しなければならない。
2. 乙は、甲から敷金の返還を受ける際、前項に掲げる諸費用の精算が完了したことを証明するため、その領収書を甲に提示しなければならない。

第19条 (契約の消滅)

火災、震災地震、公用徴収、その他の不可抗力により本物件の一部または全部が使用不能となったり、使用を制限され、賃貸借契約を維持することが出来なくなった場合、本契約は当然に終了する。なお、このことによっても発生した損害について甲は責任を負わない。建物が朽敗したときも同様とする。

第20条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を乙と連帯して履行しなければならない。また、連帯保証人は必要と判断したときは乙に代わって自ら本契約を解約結算することが出来る。乙の所有に関わる残置物等を撤去、処分する権限を有する。
2. 本契約が更新された場合、連帯保証人の義務と権限は当然に引き継がれる。
3. 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人に無資力等の不適格が生じたとき、乙は直ちに他の連帯保証人を選任し、甲の承諾を得なければならない。
4. 連帯保証人の住所、職業等に異動があれば乙は直ちに甲に届け出なければならない。この場合、甲が連帯保証人として不適格と判断したとき、乙は前項と同様の措置をとらなければならない。

第21条 (駐車場)

甲は駐車場内で起こった事故および天災地震、火災、盗難、悪戯等で乙が被った損害について責任を負わない。

第22条 (法人契約)

乙が法人の場合は入居者を定め、原則として同一人一代限りとし、入居者の入れ替えは甲の承諾を得なければならない。本契約が終了した場合、または入居者が退職等でその身分を失った場合、乙は自らの責任によって入居者を立ち退かせ、本物件を完全に明け渡さなければならない。但し、甲と入居者間で新たな賃貸借契約が成立した場合はこの限りではない。

第23条 (団体交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に關し、甲に対して団体交渉及び弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

第24条 (転貸借契約)

甲が、転貸人の場合は、所有者と甲の一括賃貸借契約(サブリース原契約)に基づく転貸借契約となっていることを乙は了解する。甲と所有者間の賃貸借契約が終了したときは、所有者が甲の地位を引き継ぐこととする。

第25条 (規定外事項及び裁判所)

1. 甲および乙は信義誠実の原則に則り、この契約事項を誠実に遵守するものとし、この契約書に記載のない事項については関係法令、慣習に従い双方協議の上、協議、並処する。また、本契約について紛争が生じた場合は松山地方裁判所および松山簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。
2. 本契約に関する甲の承諾はすべて書面によらなければ効力がないものとする。

(特約条項)

1.退去時精算の際、賃借人又は入居者の故意過失による損害(タバコのヤニによる天井、壁等のクロス汚れ含む)が生じた場合、賃借人又は入居者の実費負担にて修繕を行うものとする。

1.消費税率の改定時には、その割合に応じて消費税額を改定するものとする。

1.乙は、本物件明渡し後、管理会社より破損・汚損等の室内審査を受けるものとし(原則立会いは行わない)、修理・清掃費用とは別にルームチェック代として3,000円(消費税別)を負担するものとする。

本契約の内容を確認して下記の署名・捺印を行う

賃貸人(甲)
添付書類

住所

平成28年8月31日

自宅☐

氏名

賃借人(乙)

〒791-0245

添付書類

☒ 重転免許証写し

住所

愛媛県松山市南梅本町211-1

自宅☐

(059)

976-1025

☐ 住民票

☐ 車検証写し

氏名

吉田 芳子

携帯・勤務先等☐

連帯保証人

添付書類

☒ 印鑑証明

住所

愛媛県松山市南梅本町

自宅☐

☐ 住民票

氏名

吉田 芳子

実印

携帯・勤務先等☐

連帯保証人

添付書類

☐ 印鑑証明

住所

愛媛県松山市南梅本町

自宅☐

☐ 住民票

氏名

吉田 芳子

携帯・勤務先等☐

☒ 仲介業者 ☐ 賃貸代理人 ☐ 貸主 ☐ 転貸人

仲介業者

免許番号 愛媛県知事(2)第5063号

名称

〒790-0952 松山市朝生田町2丁目1

住所

株式会社アート不動産

代表取締役 吉田 芳子

TEL

取引士
登録番号

氏名

愛媛県 第 号

〈ご契約の注意事項〉

※必ずご本人様のご自身にてご署名・ご捺印ください。

※乙の住所は、引越し前の現在の住所(添付の身分証明書と同じ)を記入ください。

※乙及び連帯保証人は、契約書と併せて上記の添付書類をご提出ください。

賃貸借契約更新書

物件住所

物件名称

賃貸条件の変更事項

更新 1 回目

契約期間

平成30 年 9 月 1 日 ~ 平成32 年 8 月 31 日

※注意事項

- ・連帯保証人の変更については、賃貸人の承諾が必要となります。ご変更の場合は、当社までご連絡下さい。
- ・連帯保証人に変更なき場合でも、保証意思継続確認のご連絡をさせて頂く場合がありますので連帯保証人の方へ事前にその旨お伝え下さい。

1. 入居者記入欄(現在の状況をご記入下さい)

入居者	氏名	渡部 克彦			携帯電話番号			
	自宅電話番号	089 (976) 1008						
	勤務先	名称				業種		
		所在地				職種		
		電話番号	089 (976) 1008		所属			役職
	駐車車両	メーカー/	車名/	カラー/	車番/			
駐車車両	メーカー/	車名/	カラー/	車番/				
同居者	氏名		続柄		氏名		続柄	
	氏名		続柄		氏名		続柄	

2. 火災保険(賃貸借契約期間中は、家財保障・個人賠償責任・借家人賠償責任の保険加入が必要です)

該当する者にチェックして下さい。

- ☐ ①全管協共済会加入中で、満期後も更新予定。
- ☐ ②全管協共済会加入中だが、満期後は別の保険に加入予定。
- ☐ ③別の保険会社の保険に加入中で、満期後も更新予定。

→②③にチェックした場合のみ、下記をご記入下さい。

保険会社名			保険会社連絡先		
証券番号					
保険契約者	賃借人に同じ・賃借人以外()				

3. 署名捺印欄

平成 年 月 日

賃貸人 住所

氏名

印

賃借人 住所

氏名

印

上記内容にて、賃貸借契約内容を更新するものとする。

火災保険未加入の入居者様については、上記火災保険に該当する賠償責任が生じた場合、全額自己負担とする。

(立会人) 愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4
株式会社アート不動産 代表取締役 吉田 宏
TEL 089-986-7060

賃貸借契約更新書

45

物件住所
物件名称
賃貸条件の変更事項

更新 2 回目

契約期間 2020 年 9 月 1 日 ~ 2022 年 8 月 31 日

※注意事項

- ・連帯保証人の変更については、賃貸人の承諾が必要となります。ご変更の場合は、当社までご連絡下さい。
- ・連帯保証人に変更な場合でも、保証責任は継続確認のご連絡をさせて頂く場合もありますので連帯保証人の方へ事前にその旨お伝え下さい。

1. 入居者記入欄(現在の状況をご記入下さい)

入居者	氏名	渡部 克彦						
	自宅電話番号	089 (976) 1008		携帯電話番号				
	勤務先	名称	農業		業種			
		所在地	松山市南梅本町 211-1		職種			
		電話番号	(976) 1008					
	駐車車両	区画/ 番	メーカー・車名/	カラー/	車番/			
駐車車両	区画/ 番	メーカー・車名/	カラー/	車番/				
同居者	氏名		続柄		氏名		続柄	
	氏名		続柄		氏名		続柄	

2. 火災保険(賃貸借契約期間中は、家財保障・個人賠償責任・借家人賠償責任の保険加入が必要です)

下記へご加入の火災保険情報をご記入下さい。

保険会社名	全管協		保険会社連絡先	0120-777-217
証券番号 (お客番号等)		保険期間	2020 年 9 月 1 日 ~ 2022 年 8 月 31 日	
		満期後更新予定	はい・いいえ	
保険契約者	賃借人に関し・賃借人以外(		代理店	(株)アート不動産

3. 署名捺印欄

賃貸人

住所

賃貸人代理

〒790-0952 松山市朝生田町2丁目1-4

氏名

株式会社アート不動産

代表取締役 吉田 宏

賃借人

住所

松山市南梅本町 211-1

氏名

渡部 克彦

上記内容にて、賃貸借契約内容を更新するものとする。

火災保険未加入の入居者様については、上記火災保険(500万円の賠償責任が生じた場合、全額自己負担とする、
(立会人) 愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4
株式会社アート不動産 代表取締役 吉田 宏
TEL 0570-074 777